埼玉県社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　県は、「社会的養護自立支援事業実施要綱」（平成２９年３月３１日付け雇児発０３３１第１０号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、「就学者自立生活援助事業実施要綱」（平成２９年３月３１日付け雇児発０３３１第５６号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「埼玉県社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業実施要領」（平成３０年２月８日付け埼玉県福祉部長通知）に基づき補助事業を実施する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

　２　前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置等を受けていた者で１８歳（措置延長及び児童自立生活援助の場合は２０歳）到達による措置等解除後も自立のための支援を継続して行うことが適当な者について、引き続き児童自立生活援助事業者(以下「自立援助ホーム」という。)、小規模住居型養育支援事業者（以下「ファミリーホーム」という。）、里親の居宅及び児童養護施設、心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設（以下「施設等」という。）において居住の場や生活費などの支援を実施することにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。

（補助対象事業者）

第３条　この補助金の交付対象事業者は、第４条で規定する事業を実施する社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に定める法人、特定非営利活動法人促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に定める法人、ファミリーホーム及び里親とする。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる事業を別途、知事が定める実施要領に基づいて実施する場合に要する経費とする。

　（１）社会的養護自立支援事業

　（２）就学者自立生活援助事業

（補助対象事業の制限）

第５条　補助対象事業を次のとおり制限する。

　（１）他の国庫補助及び県費補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。

　（２）第４条（１）の居住費支援について、施設等や自立援助ホームの定員内で支援対象者を居住させて実施する場合は、補助金の交付対象とならない。

（補助額）

第６条　補助額は、別表１及び別表２に定める補助基準額を基に算定した額とする。

（交付の条件）

第７条　補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

　（１）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けな

　　　ければならない。

　（２）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

　（３）事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速

　　　やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

　（４）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械、器具及

　　　びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

　　　（昭和３０年政令第２５５号）第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が

　　　別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的

　　　に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

　（５）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後において

　　　も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなけれ

　　　ばならない。

　（６）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入

　　　の全部又は一部を県に納付させることがある。

　（７）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について

　　　証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止の

　　　承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管し

　　　ておかなければならない。

　（８）（１）から（７）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は

　　　一部を取り消すことがある。

（交付申請）

第８条　規則第４条第１項の申請書の様式は、様式第１号のとおりとする。

　２　補助対象事業者は、別に指示する期日までに、交付申請書を知事に提出しなければ

　ならない。

　３　規則第４条第２項第５号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、当該年度

　の歳入歳出予算書とする。

（変更交付申請）

第９条　補助対象事業者は、事業内容の変更によりその所要額に変更を生じた場合は、様

　式第２号により、変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第１０条　規則第７条の交付決定通知書の様式は、様式第３号のとおりとし、知事は第８

　条及び第９条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると

　認めたときは　その旨を通知する。

（交付の方法）

第１１条　この補助金は、知事が必要と認める場合は概算払いで交付することができる。

（実績報告）

第１２条　規則第１３条の報告書の様式は、様式第４号のとおりとする。

　２　前項の実績報告書の提出期限は、事業完了（事業の中止又は廃止の場合を含む。）後１５日以内又は当該年度の３月３１日とする。

　３　規則第１３条に定める実績報告書の添付書類は、当該年度の歳入歳出決算書（見込

　み）及び各月初日の措置児童数と一時保護委託児童数が確認できる書類とする。

（補助金の額の確定）

第１３条　規則第１４条の補助金の額の確定通知は、様式第５号により行うものとする。

（補助金の返還）

第１４条　知事は、この交付の決定を取り消した場合において補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは期間を定めてその返還を命ずる。

　２　知事は、規則第１４条の規定により補助対象事業者に公布すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（書類の整備等）

第１５条　補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備えかつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

　２　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

　附　　則

この要綱は、平成３０年２月　８日に施行し、平成２９年度分の事業から適用する。

　附　　則

この要綱は、平成３１年２月２０日に施行し、平成３０年度分の事業から適用する。

　附　　則

この要綱は、令和２年２月１０日に施行し、令和元年度分の事業から適用する。

　附　　則

この要綱は、令和３年３月１９日に施行し、令和２年度分の事業から適用する。

　附　　則

この要綱は、令和４年３月２９日に施行し、令和３年度分の事業から適用する。ただし自立後生活体験事業については令和４年度分の事業から適用する。

　附　　則

この要綱は、令和５年２月２８日に施行し、令和４年度分の事業から適用する。

別表１（社会的養護自立支援事業の補助基準額等）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 補助基準額 | 対象経費 |
| （ １ ）居　住　費　支　援 | ①　就学・就労をしていない者の支援 | １人当たり（月額）  ア　里親宅に居住 　　　　　90,000円  イ　ファミリーホームに居住 183,000円  ウ　自立援助ホームに居住　　　　251,000円  エ　児童養護施設に居住　　　　　397,000円  オ　児童心理治療施設に居住　　504,000円  カ　児童自立支援施設に居住　　482,000円  キ　母子生活支援施設　　　　 　　120,000円 | 社会的養護自立支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費（消耗品、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費  （通信運搬費、広告料、保険料）、報酬費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費 |
| ②　大学等に就学している者の支援 |
| ③　就労している者の支援 |
| ④　就学し一般賃貸住宅等に居住していたが、疾病等やむを得ない事情により中退した者の支援 | １人当たり、月額50,000円の範囲内  ※支給期間は6か月を限度とする |
| （ ２ ）生　活　費　支　援 | ①　就学・就労をしていない者の支援 | １人当たり（月額）  ア　里親宅に居住 52,120円  イ　ファミリーホームに居住 同　上  ウ　自立援助ホームに居住　　　　同　上  エ　児童養護施設に居住　　　　　同　上  オ　児童心理治療施設に居住　　同　上  カ　児童自立支援施設に居住　　同　上  ※就労している者は、生活費支援の対象外 |
| ②　大学等に就学している者の支援 | １人当たり（月額）  ア　里親宅に居住　　　　　　 11,360円  イ　ファミリーホームに居住　　 同　上  ウ　児童養護施設に居住　　　　　同　上  エ　児童心理治療施設に居住　　同　上  オ　児童自立支援施設に居住　　同　上 |
| ③　就学し一般賃貸住宅等に居住していたが、疾病等やむを得ない事情により中退した者の支援 | １人当たり、月額50,000円  ※支給期間は6か月を限度とする |
| （ ３ ）児 童 用 採 暖 費 | ①　就学・就労をしていない者、就学し一般賃貸住宅等に居住していたが、疾病等やむを得ない事情により中退した者の支援 | １人当たり（月額）　1,340円  ※10月分から翌年3月分に限る |
| ② 大学等に就学している者、就労している者 | １人当たり（月額）　200円  ※10月分から翌年3月分に限る |
| （ ４ ）学 習 費 等 支 援 | ① 特別育成費  　　高等学校に在学している者及び高等学校１学年に入学する者、高等学校卒業者のうち大学等に在籍していないかつ就労していない者（ウ及びエの経費に限る。） | １人当たり  ア　基本額（月額） 　　 24,420円  イ　資格取得等特別加算 57,610円  ウ　補習費（月額）　　　　　　　 20,000円  エ　補習費特別分（月額）　　　25,000円 |
| ②　就職支度費  　　就職することとなった者 | １人当たり  ア　一般分 　　 82,760円  イ　特別基準分　　　　　　 198,530円  ※過去に就職支度費又は大学進学等自立生活支度費を支給された者を除く。 |
| ③　大学進学等自立生活支度費  　　大学等へ進学することとなった者 | １人当たり  ア　一般分 　　 82,760円  イ　特別基準分　　　　　　 198,530円  ※過去に就職支度費又は大学進学等自立生活支度費を支給された者を除く。 |  |
| (５）自立後生活体験支援 |  | １人当たり（月額）　53,700円 |  |

別表２（就学者自立生活援助事業の補助基準額等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助基準額 | 対象経費 |
| （１）一般生活費 | １人当たり（月額）　11,360円 | 就学者自立生活援助事業に必要な報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費（消耗品、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報酬費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費 |
| （２）特別育成費 | 自立援助ホームの入所者（20歳到達後から原則22歳の年度末までの間の者）であって高等学校に在学している者及び高等学校第１学年に入学する者  　①基本額  　　１人当たり（月額）　24,420円  　②資格取得等特別加算  　　１人当たり 57,610円  　③補習費  　　１人当たり（月額）　20,000円  　④補習費特別分  　　1人当たり（月額）　25,000円 |
| (３)児童用採暖費用 | １人当たり（月額）　200円  ※10月分から翌年3月分に限る |
| （４）就職支度費 | 自立援助ホームの入所者（20歳到達後から原則22歳の年度末までの間の者）であって、就職することとなった者  　①一般分  　　１人当たり　　 82,760円  　②特別基準分  　　１人当たり　 198,530円 |
| （５）大学進学等自立  　　生活支援費 | 自立援助ホームの入所者（20歳到達後から原則22歳の年度末までの間の者）であって、大学等へ進学することとなった者  　①一般分  　　１人当たり　　 82,760円  　②特別基準分  　　１人当たり　 198,530円 |